○午後1時開議

- ○渡辺議長 ただいまから本日の会議を開きます。
  - ○会議録署名人選定について
- ○渡辺議長 会議録署名議員をご指名申し上げます。

えのした正人議員中塚京議員

ご了承願います。

○日 程

**○渡辺議長** これより日程に入ります。

本日の日程は議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第6までの6件を一括議題に供します。

日程第1

第100号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条 例

日程第2

第101号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例

日程第3

第102号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関す る条例の一部を改正する条例

日程第4

第103号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5

第104号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第105号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

\_\_\_\_\_

○渡辺議長 総務委員長から報告願います。

[こしば新議員登壇]

**Oこしば総務委員長** ただいま議題に供されました第100号議案から第105号議案の6議案について、総 務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら6議案は11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、同日の委員会で審査し、採決を行いました。これら6議案は、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

各議案の内容は、まず、第100号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第101号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第102号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および第103号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

これら4議案は、区議会議員の議員報酬および期末手当ならびに区長、副区長および教育委員会教育 長の給料および期末手当について、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、これらを改定するととも に、答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給料および期末手当についても、併せて改定するものであり ます。

改正の内容といたしましては、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長、教育長および常勤監査委員の給料の支給月額について、0.8%程度の増額改定を行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.58月から3.73月に引き上げるものであります。

これら4条例は令和6年12月1日から施行し、令和7年度以降の期末手当に係る改正規定は令和7年 4月1日から施行するものであります。

次に、第104号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第105号議案、会計年度任 用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

これら2議案は、本年10月9日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員および会計年度任用職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして1万1,029円程度の公民較差を解消するため、 給料表の引上げ改定を行うものであります。第2に、期末・勤勉手当の支給月数を、年間4.65月から 4.85月に引き上げるものであります。第3に、扶養手当について、配偶者またはパートナーシップ関係 の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を月額1万500円に引き上げるものであります。この扶 養手当の見直しにつきましては、受給者への影響を少なくするため段階的に実施することとしておりま す。このほか、医師および歯科医師の初任給調整手当につきまして、東京都との均衡を考慮して限度額 の引上げ改定を行うものであります。

これら2条例は公布の日から施行し、令和7年度以降の期末・勤勉手当等および扶養手当の見直しに係る改正規定は令和7年4月1日から施行するものであります。なお、給料表および令和6年度の初任給調整手当の引上げ改定については令和6年4月1日から適用するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、職員の給与に関する条例の扶養手当における「配偶者等」の定義についてなどの質疑があり、理事者より、配偶者またはパートナーシップ関係の相手方の職員を対象にしているなどの答弁がありました。

また、委員より、物価高騰などで区民等が苦しんでいる状況の中、区民の生活を支える立場の者の給与を引き上げるべきではないため、第100号議案から第105号議案の全6議案に反対である。また、ほかの委員からは、区民の生活が大変な中で議員の報酬を引き上げるべきではないため、第100号議案には反対であるとの意見の表明がありました。

その後、それぞれ採決を行い、第100号議案から第105号議案の6議案は、いずれも賛成多数をもって 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○渡辺議長 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○渡辺議長** 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第1を起立により採決いたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第2から日程第4までの3件を一括して起立により採決いたします。

本件はいずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第5および日程第6の2件を一括して起立により採決いたします。

本件はいずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第7および日程第8の2件を一括議題に供します。

\_\_\_\_\_

日程第7

第106号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第107号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○渡辺議長 文教委員長から報告願います。

[こんの孝子議員登壇]

**○こんの文教委員長** ただいま議題に供されました第106号議案および第107号議案の2議案について、 文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は11月26日の本会議において当委員会に審査を付託され、同日、委員会で審査し、採決を行いました。

第106号議案、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第107号議案、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、関連する内容のため一括して審査いたしましたので、一括してご報告申し上げます。

これら2議案は、本年10月9日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、学校教育職員および幼稚園教育職員の給与に関し、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、月例給与にして1万1,029円程度の公民較差を解消するため、 給料表の引上げ改定を行うものであります。なお、区費負担の学校教育職員につきましては、東京都の 教育職員との均衡を考慮して給料表の引上げ改定を行うものであります。第2に、期末・勤勉手当の支 給月数を、年間4.65月から4.85月に引き上げるものであります。第3に、扶養手当について、配偶者ま たはパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、子に係る手当額を月額1万500円に引き上げるものであります。この扶養手当の見直しにつきましては、受給者への影響を少なくするため段階的に 実施することとしております。

これら2条例は公布の日から施行し、令和7年度以降の期末・勤勉手当等および扶養手当の見直しに 係る改正規定は令和7年4月1日から施行するものであります。なお、給料表の引上げ改定については 令和6年4月1日から適用するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の対象者についておよび東京都の教育職員の給与改定時期についてなどの質疑があり、理事者より、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の対象者は区費負担の学校教育職員である。東京都の教育職員についても、同時期に給与改定が行われる予定であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、それぞれ採決を行い、第106号議案、第107号議案の2議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果であります。何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

**○渡辺議長** 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇渡辺議長** 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第7および日程第8の2件を一括して起立により採決いたします。

本件はいずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○渡辺議長 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

12月4日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

次の会議は12月5日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後1時11分散会

議長渡辺ゆういち署名人えのした正人同中塚亮